



上告受理申立書

令和3年3月8日

最高裁判所 御中

上告受理申立人訴訟代理人弁護士 山形 康 郎

同 弁護士 赫 高 規

同 弁護士 角 谷 俊 輔

同 弁護士 赤 木 翔 一

当事者の表示

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

上告受理申立人（一審被告・原審控訴人兼被控訴人）

奈良市長 仲 川 元 庸

（送達先）

〒541-0041

大阪府中央区北浜2丁目5番23号

小寺プラザ12階

弁護士法人関西法律特許事務所

電話 06-6231-3210

FAX 06-6231-3377

上告受理申立人訴訟代理人弁護士	山形康郎
同 弁護士	赫高規
同 弁護士	角谷俊輔
同 弁護士	赤木翔一

上告受理相手方（一審原告・原審控訴人兼被控訴人）

損害賠償請求等履行請求上告受理申立事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 2万6000円

上記当事者間の大阪高等裁判所 損害賠償請求等履行請求控訴事件につき、令和3年2月26日判決の言渡しがあり、同日、判決正本の送達を受けたが、同判決は、一部不服であるから、上告受理の申立てをする。

第1 原審（控訴審）判決主文の表示

1 一審原告ら及び一審参加人ら並びに一審被告の本件各控訴に基づき、原判決主文第1項及び第2項を次のとおり変更する。

(1) 一審被告は、仲川元庸、 及び に対し、連帯して1億1643万0705円及びこれに対する平成30年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求

せよ。

(2) 一審原告ら及び一審参加人らのその余の請求をいずれも棄却する。

(3) なお、原判決主文第2項のうち、原判決別紙物件目録記載1ないし7の各土地の地下埋設物の撤去、運搬及び処理等の費用を支出してはならない旨の請求に係る部分は、一審原告ら及び一審参加人らの訴えの交換的変更により、失効している。

2 一審原告ら及び一審参加人らの当審における追加請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用（参加によって生じた費用を含む。）は、第1、2審とも、一審原告ら及び一審参加人ら並びに一審被告の各自の負担とする。

第2 上告受理申立の趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

第3 上告受理申立ての理由

追って、上告受理申立理由書を提出する。

以 上